

議第536号

控訴の提起について

控訴を次のように提起する。

平成26年12月26日提出

京都市長 門川 大作

| | |
|-------|--|
| 相手方 | |
| 事件の種類 | 未払給与及び損害賠償金の支払の請求 |
| 事件の内容 | <p>本市は、相手方に対して行った懲戒免職処分（以下「本件免職処分」という。）が別訴の確定判決により取り消されたが、相手方には停職6月の懲戒処分を相当とすべき非違行為が認められたことから、本件免職処分後の期間に係る給与及び退職手当について、必要な控除をした額（以下「本件支払済額」という。）に限り遡及的に支払ったところ、相手方は、本件免職処分とは別に、相手方を改めて停職6月とする旨の懲戒処分は存在しないなどとして、本市に対し、未払給与及び損害賠償金（計43,380,160円）並びに遅延損害金の支払を求める訴えを提起した。</p> <p>これに対し、本市は、本件支払済額に係る所定の起算日からこれを現に支払った日までの間に係る遅延損害金として3,375,039円の支払を求める部分を除き、相手方の請求はいずれも理由がないと主張した。</p> <p>京都地方裁判所は、相手方の請求の一部を認容し、本市に対し、9,760,392円及び遅延損害金の支払を命じた。</p> <p>そこで、本件判決のうち、本市に対し3,375,039円を超える額の支払を命じた部分の破棄を求めるため、大阪高等裁判所に控訴しようとするものである。</p> |

提案理由

控訴を提起する必要があるので提案する。